群馬県立県民健康科学大学学則

平成30年4月1日群馬県公立大学法人規則第6号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 組織(第4条-第12条)
- 第3章 学年、学期及び休業日(第13条・第14条)
- 第4章 修業年限及び在学年限 (第15条-第17条)
- 第5章 入学、休学、復学、退学、転学、転部、除籍、再入学及び留学(第18 条-第28条)
- 第6章 教育課程の編成方針及び履修方法等 (第28条の2-第34条)
- 第7章 卒業及び学位(第35条・第36条)
- 第8章 賞罰(第37条・第38条)
- 第9章 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生(第 39条-第43条)
- 第10章 入学試験料、入学料及び授業料 (第44条)
- 第11章 公開講座等(第45条)
- 第12章 雑則(第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 群馬県立県民健康科学大学(以下「本学」という。)は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、 医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

(運営)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、学内外の意見を幅広く取り入れると ともに、学部その他の組織の一体的な運営を行い、その機能を総合的に発揮する よう努めるものとする。

(自己評価等)

- 第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項に規定する点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 組織

(学部及び学科等)

- 第4条 本学に看護学部及び診療放射線学部を置く。
- 2 学部の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - 一 看護学部 群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯 にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境

への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探求できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。

- 二 診療放射線学部 対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多様な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 3 学科及び学生定員は、次のとおりとする。

<u> </u>							
				学	生	定	員
学	部	学	科	入学	定員	収 容	定 員
看 護	学部	看 護	学 科	8 (0 人	3 2	0 人
診療放射	射線学部	診療放身	付線 学科	3 :	5 人	1 4	0 人
計				1 1	5 人	4 6	0 人

(大学院)

- 第5条 本学に大学院を置く。
- 2 大学院に看護学研究科及び診療放射線学研究科を置く。
- 3 大学院に関する事項は、別に定める。

(地域連携・キャリア開発センター)

- 第6条 本学に地域連携・キャリア開発センターを置く。
- 2 地域連携・キャリア開発センターに関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

- 第7条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局)

- 第8条 本学に事務局を置く。
- 2 事務局に関する事項は、別に定める。

(職員)

- 第9条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び その他の職員を置く。
- 2 学部に学部長を、研究科に研究科長を、附属図書館に附属図書館長を、地域連携・キャリア開発センターに地域連携・キャリア開発センター長を、事務局に事務局長を置く。
- 3 前2項に定めるほか、本学の職制に関しては、別に定める。

(学長等の職務)

- 第9条の2 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 前項に定めるほか、本学に置く職の職務に関しては、別に定める。

(名誉教授)

- 第10条 本学に学長又は教授として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を贈ることができる。
- 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

(客員教授等)

- 第11条 本学に客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置く ことができる。
- 2 客員教授等に関する事項は、別に定める。

(教授会)

- 第12条 学部に教授会を置く。
- 2 教授会に関する事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の2学期とする。
 - 一 前期 4月1日から9月30日まで
 - 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 学長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前期の終期及び後期の 始期を変更することができる。

(休業日)

- 第14条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 群馬県民の日 10月28日
 - 四 春季休業
 - 五 夏季休業
 - 六 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までに規定する休業日の期間については、別に定める。
- 3 学長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又 は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

(科目等履修生の修業年限の通算)

第16条 本学の学生以外の者が、第41条第1項に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数、その修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えてはならない。

(在学年限)

第17条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第23条第1項の 規定により再入学した者又は第26条第1項の規定により転部した者にあっては、 それぞれ第23条第2項又は第26条第2項の規定により定められた修業すべき 年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学、休学、復学、退学、転学、転部、除籍、再入学及び留学

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第23条第1項の規定により再入学を許可された者の入学の時期は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第19条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で なければならない。
 - 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ず る者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在 外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第150条第1項第4 号の規定により文部科学大臣が指定した者
 - 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第8条第 1項に規定する認定試験合格者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学 入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項による資格検 定合格者を含む。)
 - 八 高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査の合格者
 - 九 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に 入学した者で、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力が あると認めたもの
 - 十 本学が行う個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の 学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学試験料を添えて所定 の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の規定により入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考に合格した者は、本学所定の書類に入学料を添えて指定の期間内に学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、教授会の意見を聴いて、入学を 許可する。

(再入学)

- 第23条 学長は、本学をやむを得ない理由で退学し、又は除籍された者で、退学 又は除籍後同一の学科への再入学を志望するものについて、審査の上、教授会の 意見を聴いて、相当する学年に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱 い並びに修業すべき年限に関する事項は、別に定める。

(休学及び復学)

- 第24条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き3月以上修学することが困難なときは、学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。
- 2 学長は、病気その他の理由により修学することが不適当と認められる学生に対 して休学を命ずることができる。
- 3 前2項の規定による休学の期間(以下「休学期間」という。)は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長は、特別な理由があると認めるときは、休学期間を延長して許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第17条の在学年限に算入しない。
- 6 学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したとき は、学長に願い出て、その許可を受けて復学することができる。

(退学及び転学)

第25条 学生は、退学及び他の大学へ転学を希望するときは、その理由を具して、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転部)

- 第26条 学長は、他の学部に転部を希望する者があるときは、審査の上、当該学 科の定員に欠員がある場合に限り、転部を許可することができる。
- 2 前項の規定により転部を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い並びに修業すべき年限に関する事項は、別に定める。

(除籍)

- 第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
 - 一 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者
 - 二 第17条に規定する在学年限を超えた者
 - 三 休学期間が4年を超えてなお復学できない者
 - 四 死亡し、又は長期間行方不明となっている者

(留学)

- 第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学の 授業科目を履修するために留学することを認めることができる。
- 2 前項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。
- 3 留学に関する事項は、別に定める。

第6章 教育課程の編成方針及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

- 第28条の2 学部は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教 育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとと もに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう 適切に配慮しなければならない。

(授業科目)

第29条 学部における授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に 定める。

(各授業科目の授業期間)

第29条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、 8週、10週又は15週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものと する。

(授業の方法等)

- 第29条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれ らの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附 属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

- 第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第29条の3第1項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の 併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基 準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これ らの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、こ れらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第30条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の 計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格

性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該 基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与及び学修の評価)

- 第31条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に所定の単位を与えるものとする。
- 2 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格 とする。
- 3 学修の評価に関する事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

- 第31条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に 履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した 学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専 攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科 目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項及び第2項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、第32条第2項の場合に準用する。
- 3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規 定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところによ り単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数

は、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において 修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

- 第35条 学長は、所定の授業科目を履修し、126単位以上の単位を修得した学生に対し、教授会の意見を聴いた上で卒業を認定する。
- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
- 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の3 第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位)

- 第36条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対し、教授会の意見を聴いて、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める学士の学位を授与する。
 - 一 看護学部看護学科 学士(看護学)
 - 二 診療放射線学部診療放射線学科 学士 (放射線学)

第8章 賞罰

(表彰)

- 第37条 学長は、学生が学業、操行その他の活動において優れた成績をあげ、他 の模範となる場合には、これを表彰することができる。
- 2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第38条 学長は、学則その他の規律を遵守せず、又は学生の本分に反する行為があった学生に対し、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。
- 2 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく出席が常でない者
 - 四 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 3 前項に定めるもののほか、懲戒に関する事項は、別に定める。
 - 第9章 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

- 第39条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第40条 学長は、他の大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、当該他の大学との協議に基づき、選考の上、特別 聴講学生として聴講を許可し、単位の修得の認定をすることができる。
- 2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第41条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志望する ものがあるときは、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、単位を与える ことができる。
- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

- 第42条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志望する 者があるときは、選考の上、研究生として研究を許可することができる。
- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第43条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志望する者があるときは、選 考の上、入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第10章 入学試験料、入学料及び授業料

(入学試験料等)

第44条 入学試験料、入学料、授業料その他の費用の徴収については、別に定める。

第11章 公開講座等

(公開講座等)

- 第45条 地域社会と連携した開かれた大学とするため、必要に応じ、公開講座の 開設その他の大学開放の事業を行うことができる。
- 2 前項の事業に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 雜則

(委任)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に群馬県立県民健康科学大学学則を廃止する規則(平成30年群馬県規則第24号)による廃止前の群馬県立県民健康科学大学学則(平成16年群馬県規則第74号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。